

寄 附 行 為

財団法人 東大阪市中小企業振興会

財団法人 東大阪市中小企業振興会寄附行為

設立許可	昭和 59 年 12 月 25 日
登 記	昭和 60 年 1 月 5 日
改 正	平成 8 年 11 月 29 日
	平成 14 年 5 月 30 日
	平成 15 年 4 月 22 日
	平成 16 年 5 月 14 日
	平成 21 年 4 月 14 日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人 東大阪市中小企業振興会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府東大阪市荒本北1丁目4番17号におく。

(目 的)

第3条 この法人は、東大阪市内中小企業者の事業活動の円滑化並びに経営の安定化を推進し、もって東大阪市の産業振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 商工業の実態調査
- (2) 情報の収集及び提供
- (3) 中小企業融資の相談
- (4) 中小企業融資あっせん及び信用保証
- (5) 中小企業事業資金の貸付
- (6) 東大阪立産業技術支援センターの管理運営の受託
- (7) 「クリエイション・コア東大阪」技術交流室及び研修室等の管理運営
- (8) その他、この法人の目的達成に必要な事業

第2章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、この法人の事務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ東大阪市長及び大阪府知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に代えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、年度開始前に、理事会の議決により定め、東大阪市長に届け出なければならない。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(特別会計)

第12条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業状況報告及び決算)

第13条 理事長は、年度終了後 2 ヶ月以内に、事業状況報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第3章 役員

(種別及び選任)

第15条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人又は2人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 常務理事 1人又は2人
- (5) 理事 (理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む)
9人以上13人以内
- (6) 監事 2人又は3人

2 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 3 理事は互選により、理事長及び副理事長を定める。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事のうちから理事会の承認を得て理事長が選任する。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を掌理する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は大阪府知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を召集すること。

(任 期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において、それぞれ理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
 - 2 前項の場合、理事会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 理事会

(構 成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第20条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第21条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が、第16条第6項第4号の職務を行うため必要と認めたとき。

(招 集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3号の場合は監事が召集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から、14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第24条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数

(3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する件

2 議事録には、その会議において出席理事のなかから選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 事務局

(事務局及び職員)

第28条 この法人の事務を処理するため事務局を設置し、事務局に事務局長その他の職員をおき、理事長が任免する。

2 事務局及び職員に関する規程は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事総数の4分の3以上の同意を得、大阪府知事の許可があったとき解散する。

2 解散後の残余財産は、理事会の議決を経、大阪府知事の許可を得て、東大阪市に帰属する。

第7章 雑則

(委任)

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第15条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、昭和61年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和60年3月31日までとする。

附則

- 1 改正後の寄附行為第4条第1項第6号は、平成8年11月29日付認可のあった日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附則

- 1 改正後の寄附行為第12条は、平成14年5月30日付認可のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附則

- 1 改正後の寄附行為第2条は、平成15年4月22日付認可のあった日から施行し、移転の日から適用する。

附則

- 1 改正後の寄附行為第4条第1項第7号は、平成16年5月14日付認可のあった日から施行し、適用する。

附則

- 1 改正後の寄附行為第2条は、平成21年4月14日付認可のあった日から施行し、住居表示変更のあった平成20年10月14日から適用する。